

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準について

1 経緯及び現在の状況

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準（以下「配置基準」という。）については、厚生労働省令で定める基準に従うものとされていることから、本市における配置基準は国と同じ基準としている。この度、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立（令和元年5月31日成立、令和元年6月7日公布）し、当該配置基準については、「従うべき基準」から、「参酌すべき基準」となり、市町村の裁量で定めることが可能となった。

当該配置基準については、人手不足や放課後児童支援員の資格取得の要件が厳しいことが以前から指摘されており、配置基準を「参酌すべき基準」とする平成30年12月の閣議決定を受け、本市では、平成30年度第4回米子市子ども・子育て会議において、どのような配置基準とするのが望ましいのか、検討を行い（平成30年度第4回米子市子ども・子育て会議の資料は、別紙2-2を参照）、「従事する者の数を1人（現行は2人以上）とする基準は、児童の安全面を考慮すると認められないのではないか」ということ、また、従事する者の資格の有無（現行は、放課後児童支援員）については、従事する者の質の担保として研修の機会を増やすことについて議論が行われたところである。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）

- 1 放課後児童支援員を配置しなければならない（第10条第1項）
- 2 放課後児童支援員の数は、2人以上（うち一人を除く、補助員が代替可）（第10条第2項）
- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、当道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了したもの（第10条第3項）
 - ① 保育士 ② 社会福祉士 ③ 教諭 ④ 児童福祉事業従事者（2年以上）
 - ⑤ 大学の社会福祉学等修了卒業者等
 - ⑥ 放課後児童健全育成事業の類似事業者従事者（2年以上）
 - ⑦ 放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）

【経過措置】

研修を「修了したもの」とあるのは、平成32年3月31にまでに研修を終了することを予定している者を含む。（附則第2条）

- 4 支援員等は専ら支援の提供に当たる（利用者が20人未満の場合で、支援員のうち一人を除いた者又は補助員については同一敷地内にある他の事業所等の従事し、支援に支障がない場合は兼務可（第10条第5項）

2 民間放課後児童クラブの現状及び意見等

民間放課後児童クラブ（以下「事業者」という。）に配置基準についてアンケートを取ったところ、回答のあった11事業者のうち、半数を超える6事業者が、資格保有者（放課後児童支援員）の配置について、現在の経過措置期間を終えると基準違反になってしまうという回答であった。（別紙2-3参照）

さらに、基準違反となると答えた事業所すべてが「職員を2人以上配置できるが、資格保有者を配置することができない」ということであった。

職員配置の現状及び課題について意見を聞いたところ、放課後児童クラブの職員の不規

則な勤務形態による人手不足、放課後児童支援員の資格を取るための要件が厳しいこと、また、研修が受講しづらく職員が積極的に受けてくれないことなどの意見があった。

3 他市の動向

鳥取市、倉吉市、境港市、安来市、松江市、出雲市いずれの市も、現段階では具体的に検討はしておらず、今後検討予定。以下は現段階で検討が必要ではと考えている部分。

鳥取市・・・放課後児童支援員の配置（必ず一人配置）については、当該支援員の休憩中や児童の人数が少ない時など、場合によって必置でなくてもよくしてはどうか。

出雲市・・・児童の人数が少ない時の職員の配置人数について。

4 基準の方向性について

事業者からの意見をまとめると、放課後児童支援員の資格要件が難しいことに加え、人手不足や資格要件を満たしていても、研修が9月から12月にかけて6日程度、中部で行われるが、日程の関係や移動の負担などの理由から受講できないなどの課題があることが明らかとなった。このことから、当該支援員の資格の基準をある程度緩和し、研修の機会を増加させて、受講しやすいものとしたい。

5 職員配置基準の見直し案について

上記のことから、基準について以下のとおりとしたい。

- (1) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条の3で定める基準について

【現行】

放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、当道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了したもの（第10条第3項）

- ① 保育士 ② 社会福祉士 ③ 教諭 ④ 児童福祉事業従事者（2年以上）
- ⑤ 大学の社会福祉学等修了卒業者等
- ⑥ 放課後児童健全育成事業の類似事業者従事者（2年以上）
- ⑦ 放課後児童健全育成事業従事者（5年以上）

研修を「修了したもの」とあるのは、平成32年3月31にまでに研修を修了することを予定している者を含む。（附則第2条）

【見直し案】 資格の取得要件を満たした段階で研修を受講することとする。

研修を「修了したもの」とあるのは、資格の取得要件（上記①から⑦）を満たした段階で研修を受講し当該研修を修了している者を含む。

- (2) 職員の質の担保について

上記基準とすると、保育士などの資格がない者でも、実務経験を経た後、放課後児童支援員の研修を受けて、資格をとるということであれば、資格をとるまでの間、放課後児童支援員とみなすこととなり、職員の質の担保が課題となる。

そのため、米子市としては、県と協調して初任者研修を開催し、当該放課後支援員の質の担保をすることとしたい。